

妻ヶ丘地区まちづくり協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、妻ヶ丘地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第38条に基づき、妻ヶ丘地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の運営のために必要な事項について定めるものとする。

(役員選考委員会)

第2条 協議会の役員を選任するため、規約第7条第4項に規定する役員選考委員会（以下「委員会」という。）を妻ヶ丘地区公民館内に設置する。□

- 2 委員会は、妻ヶ丘地区まちづくり協議会の会長及び副会長、監事の選考を行う。 □
- 3 委員会の委員は、各専門部会から2名を選出する。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員会は、選考事項を総会に報告する。
- 6 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって可決される。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報酬)

第3条 規約第10条に規定する役員の報酬額は、以下のとおりとする。

職 名	報酬額（年額）
会 長	30,000 円
副 会 長	20,000

4 役員が途中辞任したとき、補充人員が確保できない等の理由により他役員が兼任する場合は、主任務については全額を、兼任務については当該報酬額を前項の規定で算出した額の半額を支払うものとする。

5 会長が会長以外の役員を兼任する場合は、事務局長を兼任するのを除き前2項による報酬は支払わないものとする。

6 規約第8条第2号により副会長が会長代理となった場合は、第3項及び第4項による報酬は支払わないものとする。ただし、代理職から外れて会長となった場合は、第3項を適用する。

(専門部会)

第4条 規約第20条第2項に規定する専門部会の構成団体等は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 委員が協議会の各会議に出席したときは、当該出席者に対して、1日当たり500円の費用弁償を支給する。

2 事務局は、費用弁償の支払に不備がないように事務を遂行する。

(広報委員会委員)

第6条 広報委員会の委員は、各専門部会の書記を充てる。

(広報委員会)

第7条 広報委員会の委員長は、協議会の会長とし、副委員長は事務局長とする。

第8条 広報委員会は、協議会の広報紙及び広報に関する各種文書を編集し発行する。

(広報紙)

第9条 広報紙の発行頻度は、広報委員会において決定する。

第10条 広報紙には協議会に関するもののほか、地域活動や地域に関する多種情報を掲載する。

(個人情報の管理)

第11条 広報紙で取り上げる情報の管理を徹底し、個人又は法人の権利及び利益に抵触するおそれのある情報については、当該権利者の承諾を得なければならない。

(広告の掲載)

第12条 広報紙に一般企業及び地域の店舗の広告を載せることができる。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程を改廃しようとするときは、運営委員会出席者の 3 分の 2 以上の同意を要し、総会又は臨時総会へ報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

[題名、本則及び別表の一部改正]

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

[第 2 条、第 3 条及び別表の一部改正]

別表（第 4 条関係）

専門部会名	構成団体等名
地域ふれあい部会	自治公民館連絡協議会 高齢者クラブ連絡協議会 壮年会 社会福祉協議会 大学通り会 その他関係団体、公募委員

<p>教育文化部会</p>	<p>自治公民館連絡協議会 民生委員児童委員協議会 高齢者クラブ連絡協議会 P T A連絡協議会 青少年育成協議会 妻ヶ丘中学校 東小学校 上長飯小学校 都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 南九州大学 一万城幼稚園 その他関係団体、公募委員</p>
<p>健康福祉部会</p>	<p>自治公民館連絡協議会 民生委員児童委員協議会 高齢者クラブ連絡協議会 体育協会 社会福祉協議会 食生活改善推進員連絡協議会 保護司会 ボランティア協会 グラウンドゴルフ協会 妻ヶ丘・小松原地区地域包括支援センター その他関係団体、公募委員</p>
<p>環境安全部会</p>	<p>自治公民館連絡協議会 民生委員児童委員協議会 高齢者クラブ連絡協議会 交通安全協会 都城市消防団都城方面隊妻ヶ丘分団 防犯関係団体 その他関係団体、公募委員</p>